

## 準備書面(4)

### 被害状況の把握と現場検証の必要性

2014(平成26)年1月22日

福島地方裁判所いわき支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	小	野	寺	利	孝
同	広	田	次	男	
同	鈴	木	堯	博	
同	清	水		洋	
同	米	倉		勉	
同	笹	山	尚	人	
同	渡	辺	淑	彦	外

原告らは、本件訴訟手続において、その早期の段階で、被害が生じている現地に臨んでの検証を実施するよう求めている。

それは、本件事故によって侵害された法益(権利ないし利益)は如何なるものであるかを理解し、この法益侵害によって生じている損害の実相、すなわち複合的・包括的な損害の総体を、つぶさに理解し、評価することを目的としている。

また、そうすることによって、今後の訴訟手続において、裁判所が各原告の損害を適切に認定するためにはどのような主張立証がなされることが必要か、逆にどのような立証を要求することが不適切であるかを理解し、適切な訴訟指揮を行うことが可能となる。

なお後述(第4)記載のとおり、この検証による立証は総論的立証であって、個別の立証はこれとは別に予定している。検証の対象になし得る地域や住宅は、原告らの居住

地域のごく一部であり、全部の住宅や農地等の検証を行うことは現実的に不可能であるが、その典型的な実例を対象に総論的立証としての検証を実施することで、他の全ての原告らの損害を把握するための証拠になり得る。

原告らの損害には、当然共通する内容と性質が多く含まれており、各原告の個別損害を陳述書や写真報告書等で個別に立証することに加えて、こうした共通する内容について、検証を実施するものである。そして、これらの個別立証に先立って現地の検証を実施することは、後述のとおり、その後の全ての立証を有効に行うための「基礎的・中核的」な立証として機能する。

また、原告らが居住していた相双地域及びその周辺は、生活圈・経済圏としての連続性、一体性があり、原告らは周辺の市町村全体を日常的な行動範囲としていた。従って、避難指示準備区域において近い将来避難指示が解除されても、帰還困難区域が隣接して継続している限り、地域社会としての機能は回復せず、また活動範囲に放射線量が高い地域が隣接しているという現実は払拭されない。こうした点でも、検証の実施は、全ての原告にとって総論的な立証としての意味を持つ。

以下には、以上の観点から、損害の実相と被侵害利益について検証の必要性という視点から概論し、最後に今後の立証計画全体における位置づけについて述べる。

## 記

### 第1 損害の実相と検証の意義

#### 1 地域コミュニティ（故郷）の崩壊

##### (1) 被害地域の状況

原告らは、本件事故によって従前の「生存と生活の基盤である生活環境」を丸ごと失った。すなわち、原告らは、それぞれの従前の居住地における、当該地域社会の中で平穏に生活するという当然の権利を奪われ、地域社会で豊かに生きるという権利を奪われた。

原告らは訴状において、このような損害の内容、すなわち被侵害利益の内容の総体を、「コミュニティ」ないし「地域コミュニティ」という概念で説明した。その破壊ないし崩壊という損害は、言い換えれば「故郷（ふるさと）の喪失」という事態である。

避難指示によって住民がことごとくいなくなり、無人となった街は、3年近くの経過とともに、まさに「死の街」（ゴーストタウン）というべき姿になっている。事故前と同じように家々が残り、道路や駅があり、街角には商店街や自動販売機が建ち並ぶ風景が見えていても、そこに実際に立って見回せば、どこにも誰もおらず、物音もしない。それはあたかも時間が止まってしまったような不気味な空間であり、空想物語の世界か、悪夢の中のような気持ちになる。

また、学校の校庭や幼稚園の遊技場等、これらの地域のあちこちには、除染による放射性廃棄物を詰め込んだ黒いフレコンバッグが、大量に積み上げられている。それらは、それ自体が放射線を発する線源であり、また経年劣化によって内容物が漏れ出せば2次汚染の危険がある。そのような汚染源が、中間貯蔵施設が確保されるまでの仮置き場として、今後相当期間留め置かれる。さらに、今後新設される中

間貯蔵施設も、現地の町村内に設置される予定であり、今後30年に亘って近隣にそうした放射性廃棄物を抱えた状態が続くことになる。その不気味さも原告達にとって深刻な問題である。

## (2) 検証の必要性

コミュニティとは、当然ながら、人がいて人々の営みがあること、すなわち人と人の共同生活、コミュニケーションがあって初めて成り立つものである。この当然の事実、そしてそのようなコミュニティが完全に消失してしまっている事実は、検証の実施により、現地に降り立つことによって初めて体感できる。コミュニティ(故郷)の破壊・喪失という特異な事態の実感は、写真や映像では得られないのであり、目で見て、耳をそばだて、五感で知覚するという直接的な「感覚」と、「時間の経過」を感じる中ではじめて得られる実感である。

また、その空間は今もなお年間数十ミリシーベルトの放射能に汚染された地域でもある。公表されているモニタリング値は、特定ポイントの数値に過ぎず、実際の生活圏の内部は、場所によって大きく放射線量が増加し、場所によっては毎時90マイクロシーベルトを超えるような住宅も少なくない。そうした空間放射線量のばらつき、増減の状況も、検証の過程で実測できる。

このような、目に見えず、何も感じられない空間が、実は放射能汚染されている危険な場所であるという実感も、現地に身を置くことによってこそ理解できる。短時間の滞在であれば実害はないと理解してもなお、生理的な不安感と恐怖感を胸の奥に感じながら過ごさなければならず、数時間の滞在でも神経をつかい疲弊するという表現のしにくい感覚を、検証の場において実感する必要がある。こうした現場の状況を体感することで、「ここには住めない」と実感できるはずである。

また、このような場所で、住宅地の近隣に累々と積まれた、放射性廃棄物のフレコンバッグとともに生活することの不安感と恐怖感、そして圧迫感も、現地検証によってこそ理解できる。

この地域に帰還するということは、そうした不安感・恐怖感とともに生活することなのであり、それを強いるのは社会的に許容されざるということが実感できるであろう。

## 2 住宅の荒廃

### (1) 住宅の惨状

もう一つの重大な被害は、原告らにとってかけがえのない「我が家」(住宅)の荒廃である。

住宅は、不動産という資産(財産)であるとともに、文字どおり生活の基盤としての居住の場であり、そこを基盤として、個人個人の職業生活や学業、家庭生活、そのほかのあらゆる生活が営まれる、生活そのものと不可分の資産である。

同時に、個人にとってのこのような住宅は、地域社会を構成する基本的な単位たる構成要素である。すなわち住宅は、各自の生活と地域社会をつなぐ基盤としての役割をも果たしている資産である。さらに、そうした社会生活と個人の生活を含めて、住宅とは各人にとって長年慣れ親しんだ場所であり、人生における懐かしさと

思い出がまつわる精神的な資産でもある。

そうした大切な財産である住宅が、本件事故とその後の避難生活による無人化、経年変化によって、著しく荒廃している。これは原告らにとって耐えがたい、重大な被害であり損害である。原告らの住宅は、地震によって、大小の損傷を受けた家屋も少なくない。しかしそうした損傷も、早期に修繕し、復旧すれば、支障なく住宅としての価値と機能を維持することができた。ところが本件事故による放射能漏出とこれによる避難指示によって、原告らは否応なく、直ちに自宅を後にして避難することを強いられた。その間に、損傷した屋根や壁などからの雨漏りが継続し、放射性を帯びた雨水が室内に浸潤した。このような状況がそのまま放置されたことにより、家屋の中は、汚水や汚染水が広がり、カビが繁殖して汚損し、臭気が染みつくことになった。さらには長期に及ぶ避難生活による無人化により、昆虫やネズミなどの小動物が侵入して荒らし、おびただしい糞害を発生させ、不衛生、悪臭が充満している。さらには家畜であった豚や牛などまでが建物を損壊して室内に入り込んで荒らし、損傷や汚損を広げた例も多い。こうした被害によって、住宅内には悪臭が漂い、空気は淀み、住宅としての清潔さを失っていった。

そして、そうした被害が生じたままで、3年にも及ぶ無人のままの放置が継続したことによる経年劣化が加わり、住宅全体が汚損・損傷して、生活の場が全体として荒廃した状態が一層進展している。

こうした状況が重なることにより、「生活の場」であり、懐かしい「我が家」であったはずの住宅は、もはやその価値を喪失しているものが少なくない。本当であれば直ぐにでも戻りたいはずの我が家に、「もう戻りたくない」「住みたくない」「住めない」という嘆きが広がっているのは、こうした住宅の汚染と毀損、そのようにして進んだ全般的な「荒廃」が理由である。

## (2) 検証の必要性

この全般的「荒廃」、「汚染と損傷」の実情は、写真等の映像を見るだけでは感得しがたい。また、原告本人尋問などによる「説明」を聞くだけでも、やはり理解は不十分である。現地の空間に身を運び、その場の空気を吸い、悪臭をかぎ、自らの目で見て、雰囲気を感じ取り、空間と時間を見分することによって、「荒廃」「汚染・損傷」という被害の実相を五感で受け止めていただきたい。そうすれば、原告らが生活の基盤やふるさとの喪失を主張し、「ここにはもう住めない」としていることが、いかにもっともなことかがわかるはずである。

## 3 貴重な家財と庭園などの毀損、喪失

### (1) 住宅内外の状況

上記のような状態にある原告らの住宅の中には、さらに多くの家財があり、生活のための様々な物が整えられていた。家具、家電製品、家族それぞれの衣料品、食器、蔵書、楽器、自動車、そのほかあらゆる生活のための道具など、数え上げれば際限がないほどの家財が、原告らの生活の場には蓄積されていたのである。

これらの家財は、資産としての価値を持つ動産であるとともに、長年の生活をともにした記憶や思い出を伴う、精神的な価値を有する貴重な品々である。無人の家

の中に残されたタンスや戸棚の中に、こうしたかけがえのない品々が置き去りにされ、汚損されたのであるが、これらに関する被害は、経済的な損失だけではなく、このような精神的な喪失感を無視することはできない。その全てが住宅とともに取り残されて、放射能によって汚染され、あるいは入り込んだ動物や昆虫によって荒らされ、ネズミの糞が押し入れや戸棚のあちこちに散らばる等の事態によって汚損した。

また、多くの住宅の外には庭があり、人々が丹精した植木や花壇などの植栽、庭石、あるいは家庭菜園、そして門や塀などの外構などが整えられていた。そうした庭園も、3年の経過とともに放置されて、雑草は生い茂り、枝は徒長して、台無しになった。そしてこれらの全体が、放射性物質によって汚染されて、放射線源になっている。さらに住宅の周囲を見渡せば、あちこちに森や山林があり、その合間に住宅が点在している。住宅を取り囲む森や山林は除染の術もなく高い放射線を発し、風雨によって放射性物質を拡散している。

## (2) 検証の必要性

大切な家財であっても、放射能によって汚染され、かび臭くなり、あるいはネズミ等の糞等によって汚損した衣類を、再び身にまとう気にはなれないし、同様に汚損された食器や調理器具を使いたくはない。原告らにとって、矛盾に満ちた、絶望的な事態である。こうした思い出を伴う大切な品々が、住宅とともに汚損し、荒廃している悲しく絶望的な状況を、生活の場に身を置いて、共感をもって、つぶさに現認して欲しい。

懐かしい庭や菜園であっても、そこが高い放射線量に被われていることを思うと、原告らは荒廃した庭に足を踏み入れることにも躊躇を感じる。我が家の庭に入ることすら、健康にリスクを与えるという、悲惨な事態になってしまったのである。そうした全面的な荒廃を、これも現地に臨んで、肌身に実感して頂きたい。

## 4 農地・農業の荒廃

### (1) 田畑の状況と将来の展望

原告らには農業を営んでいた世帯も数多いが、営農の基本となる農地もまた、本件事故によって大きく汚損し、荒廃している。

福島第一原発から飛散した放射性物質は、農地に降り積もり、土壌を広範に汚染した。放射能汚染された田畑を除染することは相当に困難であり、大規模に耕土(表土)を入れ替えるしかないであろう。しかも、いくらこうした大規模な除染をしても、周囲の多くは山林であるから、その樹木や山野に降り積もっている放射性物質は雨風によって継続的に拡散・飛散して、農地はその都度再び汚染される。このような実態により、除染活動はほとんど意味をなさない徒労になりかねない。そして、そのような除染活動による原状回復には、今後何年もの長期的な期間が必要であることが予想される。

そのような困難を経て、仮に除染ができたとしても、耕土(表土)を入れ替えた農地は、既に農地とはいえない。長年の耕作の努力で肥沃な田畑として改良・維持されていた土地は、また一から作り直しであり、元の収穫力を取り戻すには何年も

の努力が必要であろう。そして、そうした努力の末に収穫を得られたとしても、「放射能汚染地域」の農産物には元どおりの商品価値はなく、また風評被害にも苦しめられるであろう。

そうした数多くの困難を想定すれば、営農を再開することには躊躇があり、離農（廃業）する決断を余儀なくされる農家も少なくないであろう。それは、農地を失うことだけではなく、生業を奪われることを意味する。農業が世代を超えて引き継がれる家業である事を考えると、その被害は次代へも及ぶ甚大なものである。

さらに、こうした離農者が増えれば、地域の広い田畑の中に耕作される部分と営農しない部分が混在することになる。しかしそれは、水田への引水や、除草・防虫などの農地として不可欠な共同作業が不可能になることを意味している。そうした事態は、その地域の営農全体が、著しく困難になることでもある。

## (2) 検証の必要性

現在、避難区域の農地は既に3年の営農中断により、雑草が茂り、荒れて、既に農地とは言えない状況になりつつある。そのあり様は、現に現地に入り、直接見分することによってしか感得できない独特の風情である。是非、検証によって、農地の荒廃と、営農に向けての絶望的な状況を、つぶさに感知して頂きたい。

## 5 事業・生業、職業生活の断絶

### (1) あらゆる職業生活の断絶

農業だけではない。避難区域において営まれていた、あらゆる事業と職業生活が、人々の避難によって断絶している。生産活動も、営業活動も、その主体がいなくなり、さらに顧客や購買者となる地域社会が消失したことによって、完全に不可能となっている。

### (2) 検証の必要性

長年に亘る営業努力によって形成された「得意先」や信用、顧客などは、全て無意味になってしまった。また、工場や作業場など様々な生産手段も、住宅と同様に毀損し、荒廃している。このように、地域社会から人間が排除され、無人になるという事実がどのような事態を生んでいるのかを、本件訴訟では明らかにしなければならない。そのことの意味は、実際に「死の街」（ゴーストタウン）に身を置いて見分して初めて、現実感をもって理解できる。この点でも検証が必要である。

## 第2 被侵害利益について

以上のような個別的損害の内容をなす価値、すなわち被侵害利益について、検証の必要性という観点から若干の検討を加えておく。

原告らは訴状において、本件事故による被侵害利益（保護法益）について、「平穏生活権侵害」と「人格発達権侵害」という2つの面から述べた。原告らはこれらの内容について、今後さらに詳細に検討した主張を準備書面において展開する予定であるが、現時点で、その内容を改めて述べるならば、以下のとおりである。

### 1 平穏生活権

平穏生活権とは、人格権の一環として、平穏で安全な生活を営む権利ということ

ができる。本件では、原発公害という、文字通り未曾有の公害である本件事故から生じた事態として、このような平穩生活権が、全面的かつ根こそぎ奪われたところに特徴がある。

すなわち、「平穩」で「安全」という、平穩生活権の個々の構成要素（属性）が損なわれたということに留まらず、元の「生活」そのものが全体として全面的に侵害されたのであって、いわば「平穩な生活」も「平穩でない生活」も合わせて、全部が侵害されたのである。このような事態は「平穩生活権」侵害そのものではあるが、用語の守備範囲としては、やや狭すぎる憾みもあり、本件における未曾有の権利侵害に対しては、さらに適切な把握の仕方や表現が相応しいというべき余地がある。今後さらに掘り下げた検討を予定している。

とはいえ、地域住民の人格権としての生活そのものが全面的に破壊されたという実態は、これまで指摘してきたとおりであって、これを「人格権の一環として、平穩で安全な生活を営む権利」の侵害と構成することにはいささかの誤りもない。しかし、ここで指摘されている権利侵害、被侵害利益は、より深刻で広範なものとして、新たに法的に把握され、表現されるべき余地が大きいのである。おそらくそれは、訴状においても指摘しているとおりで（91頁）、生存権（憲法25条、憲法前文）や幸福追求権（憲法13条）として保障される人格権であり、より本質的で全面的な人格的利益である。

これらの法的意味について、原告らは今後主張を追加する予定であるが、こうした被侵害利益の実体を理解するためにも、それらがまさに侵害されつつある現地の状況を見分することは、重要な意味を持つ。人格権という抽象的な価値・利益は、損害の状況を列挙されるだけでは理解ににくく、それが損なわれている実情を見ることが最も分かりやすいからである。

現地検証においては、上記のような被侵害利益の実質を、裁判所が五感で感得して、原告らの今後の主張・立証を受入れ、理解するための要素にしていきたい。

## 2 人格発達権

訴状において記載した本件事故におけるもう一つの被侵害利益は、人格発達権である。

人は誰しも、人と人との接触・交流（コミュニケーション）の中で、その人格を健やかに発達させる権利を有する。その最も基本的な場所は家庭であるが、個々の家庭を包摂し、さらに相互につながり合わせて機能している地域社会が、その実現の重要な場になる。人々が生まれ育ち、長年に亘って生活を営むことによって、地域共同体としての意識を共有するようになっている地域社会での人的な交流を通じて、人は人としての成長を遂げ、人間らしい円満な人格と社会性、そして幸福な生活を実現する。その具体的な場は、家庭であり、学校であり、近隣同士や親戚との交際であり、職場であり、その他様々な人間関係が含まれるが、その全ては地域社会の存在があってこそ可能になる。

本件事故は、そうした場を根こそぎ奪い、破壊することによって、こうした意味における人格発達権を侵害したのである。

こうした人格発達権侵害の最も極端な事例は、国家間の戦争や内戦が長期化している地域における難民キャンプの生活であろう。そうした地域に生まれ、あるいは成長する子ども達や若者は、本来過ごすべき地域社会での生活を奪われ、非常時の異常な生活を強いられる。そこでは、通常の人間的な交流を通じて、社会性や人間らしい円満な人格を健やかに発展させることは著しく困難である。本件における避難生活は、そうした難民キャンプと異なり、戦闘による生命の危険はない。しかし、長期的に故郷を追われて、仮設住宅等の不本意な場所で避難生活を強いられる点で、地域社会における人間的発達を遂げる権利を侵害されていることにおいて根本的な違いはない。そのことを改めて確認すべきである。

そのような価値である人格発達権侵害の実体も、地域社会に臨んで、無人のコミュニティを現認することによって、把握することが可能となる。

### 第3 現地に臨んでの検証の必要性

#### 1 包括的慰謝料の算定評価

以上のような、様々な局面における多様な損害は、個別にすべてを列挙することは困難であり、これらの被害をすべて積算することも不可能である。これらの損害は、そのような方法によっては表現できず、評価し尽くすことができない、広範で多様な損害が絡まり合った、複合的なものだからである。

そこで、こうした広範かつ多様な被害が関連し合い、絡まり合った損害については、個別に積算して評価が可能な個別損害に加えて、包括的な慰謝料としての賠償が必要である。すなわち、広範かつ多様な被害を複合的・包括的に包摂する精神的苦痛として捉え、包括的慰謝料として算定・評価する損害評価方法である。そして、このような性質を持つ複合的・包括的損害の実相を適切に把握し、評価するには、裁判官自身が現地に赴いて、その実相を五感によって把握する検証という証拠調べが、最も適切である。

#### 2 被害の総体的・包括的把握の必要性

前項に述べた包括的慰謝料を含めて、本件事故による損害は、冒頭にも述べたとおり、広範かつ全般的であり、個々の損害を評価するだけでは不十分である。すなわち本件事故によってもたらされた事態の全体を、総体として理解しなければ、個々の損害の理解としても不完全なものとならざるを得ないのである。

上記のとおり、検証の対象となる地域では、無人となった街には地域コミュニティとしての営みが消失しており、不気味なゴーストタウンというべき状態にある。そしてそのような街に点在する家々（住宅）は破損したまま放射能に汚染され、室内も周辺も汚損・荒廃して、到底居住できる状態ではなくなっている。また、生業と生活の基礎となる農地や様々な生産のための資産も汚損し、無残に荒廃した状態を晒している。その上、そのような街は、元々住宅地や農地に森と山林が入り交じった緑豊かな地域であり、そうした広範な森と山林の樹木に、おびただしい放射性物質が降り注いで堆積・付着していて、日々間断なく放射能を周辺に拡散している。まさに、地域社会・生活・生業・故郷という人の営みの総体が損壊させられている。



原告らが事故まで生活していた故郷は、そのような複合的・総体的に損壊された地域にあり、原告らは、残してきた生活と大切な我が家を思う度に深い喪失感を抱き、一時帰宅で戻ることにより絶望的な思いを味わってきた。

### 3 現地に臨んでの検証が必要であること

本件において、本件事故によって生じた損害を評価し、認定するためには、こうした事態の「総体」を包括的に把握する必要がある。そのためには、断片的な写真や映像を何百枚並べても足りず、どれだけ言葉を尽くして説明しても十分ではない。裁判官自身が、住宅や農地のみならず、その周辺地域に身を運び、現地を歩き、その目で眺め、耳をそばだて、空気を感じとり、その被害の総体を全身で感得しなければ、この未曾有の放射能公害の全体像は決して理解できない。もちろん、映像・陳述などに基づいて、損害を推認（想像）することも重要である。しかしそれだけではなく、検証による「実感」が、この種の損害については不可欠である。「コミュニティの喪失」「住宅の破壊・荒廃」など、説明のしにくい感覚的な要素を理解するためには、現場に赴き、直接体感することが、最も効果的な手段であって、写真や動画によって代替することは到底できないのである。また、原告らと同じ「生活者」でもある裁判官には、現場に身を運ぶことにより、そうした実感・体感を得ることで適切な事実認定をすることが可能である。

そうであるから、本件においては、現地に臨んでの検証が絶対的に必要であって、現地検証なしに本件の審理を行うことは決してあり得ないことを、重ねて訴えたい。

## 第4 今後の立証計画の概要

### 1 損害立証の概要

原告は、本件の損害論に関する立証計画について、現段階では以下のように構想している。

#### ア 総論的立証

- ・法律学・環境経済学・社会学等の専門家証人・意見書
- ・自治体や研究者による各種アンケート・調査等
- ・現地検証（避難区域内、仮設住宅）

#### イ 各論的立証

- ・原告本人尋問（典型的被害ごとに代表的原告を抽出）・原告本人（全世帯）の陳述書
- ・写真撮影報告書（全世帯）
- ・地域の状況に関する報告書等

### 2 本件検証の位置づけ

上記の総論的立証・各論的立証の中で、原告は本件の検証を、その「中核的・基礎的な立証作業」として位置づけている。

すなわち、専門家証人の証言や意見書を検討し、あるいは各種の調査結果の意味を読み取るためには、現地の状況を直接見分し、これを実感として理解しておくことは、

極めて有益ないし必須の前提条件となる。

同様に、原告本人尋問における供述を聞き、あるいは陳述書・写真撮影報告書などを取り調べるにあたっては、事前に現地の被害状況を実感として把握しておくことが、不可欠の基礎的条件となる。

このように、今後の立証計画において、上記のさまざまな立証を繋ぎ合わせ、被害の全体像を包括的・有機的に理解し、さらに個別被害の実相を深く理解するために、本件の現地検証は、その前提となる中核的・基礎的な立証として不可欠のものと位置づけられる。

このような位置づけからしても、立証における冒頭の段階において、現地の検証が実施されることが必要である。

以上